

民間賃貸住宅のオーナーの皆様へ

～県による大規模災害時の民間賃貸住宅の借上げにご協力ください～

大規模災害が発生した場合、住宅を失った被災者の方に、災害救助法に基づき「応急仮設住宅」を提供します。

東日本大震災や熊本地震においても多くの「借上型応急仮設住宅」が供与されており、大規模災害時には需要が見込まれることから、民間賃貸住宅の借上げに協力をお願い申し上げます。

制度の概要

「借上型応急仮設住宅」とは、大規模災害時に災害救助法に基づき、県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供するものです。

家主・オーナー



安定した家賃収入

普通建物賃貸借契約

仲介

宅建業者



入居申込み

物件の紹介
内覧

行政

仮設住宅の
使用許可

被災者

1. 借上型応急仮設住宅の条件

次の条件の全てに該当する民間賃貸住宅

- ・ 応急仮設住宅として県が借上げること
に貸主が同意している住宅
- ・ 家賃が月額89,000円以下
(東日本大震災の例)
- ・ 原則として、昭和56年6月1日以降に
建設された住宅

2. 契約期間

県の借上契約日(入居日)から2年以内

※入居者の生活再建の状況により、
災害救助法の適用となる範囲内で
延長することがある

費用負担(想定)

行政が負担する経費

- ・ 家賃 ・ 共益費 ・ 礼金 ・ 仲介手数料 等
- ・ 損害保険料(県が加入)
- ・ 退去修繕負担金(家賃の2ヶ月分)

入居者が負担する経費

- ・ 電気、水道、ガス料金、駐車場費及び自治会費等
- ・ 原状回復費用
(入居者の故意又は過失により、
県が負担する退去修繕負担金を超える金額が必要となったとき)

【制度に関する問合せ先】

徳島県 県土整備部 住宅課 民間住宅支援担当
TEL 088-621-2597 FAX 088-621-2871